

総社市告示第16号

総社市新生活交通利用者へのタクシー券交付事業実施要綱（平成24年告示第41号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>総社市新生活交通利用者への<u>バス・タクシー券</u>交付事業実施要綱</p> <p>(目的) 第1条 この要綱は、総社市新生活交通（以下「新生活交通」という。）の利用者へ<u>バス・タクシー料金助成券</u>（以下「<u>バス・タクシー券</u>」という。）を交付することで、新生活交通と<u>バス・タクシー利用</u>による地域公共交通の活性化及び利便性の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>バスとは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イ一般乗合旅客自動車運送事業に規定する輸送をいう。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(<u>バス・タクシー券</u>交付事業の対象等)</p> <p>第3条 <u>バス・タクシー券</u>交付事業の対象者、助成対象経費及び助成内容は、別表に定めるところによる。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(<u>バス・タクシー券</u>の交付)</p> <p>第4条 <u>バス・タクシー券</u>の交付に当たっては、前条の対象者が新生活交通</p>	<p>総社市新生活交通利用者への<u>タクシー券</u>交付事業実施要綱</p> <p>(目的) 第1条 この要綱は、総社市新生活交通（以下「新生活交通」という。）の利用者へ<u>タクシー料金助成券</u>（以下「<u>タクシー券</u>」という。）を交付することで、新生活交通と<u>タクシー利用</u>による地域公共交通の活性化及び利便性の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(<u>タクシー券</u>交付事業の対象等)</p> <p>第3条 <u>タクシー券</u>交付事業の対象者、助成対象経費及び助成内容は、別表に定めるところによる。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(<u>タクシー券</u>の交付)</p> <p>第4条 <u>タクシー券</u>の交付に当たっては、前条の対象者が新生活交通を利用</p>

改正後			改正前														
<p>を利用した際に交付するものとする。 (バス・タクシー券の利用)</p> <p>第5条 前条の規定により、<u>バス・タクシー券</u>の交付を受けた者は、<u>バス・タクシー</u>の利用時に<u>バス・タクシー券</u>を使用することで、その額面相当額の<u>バス・タクシー利用料金</u>の減額を受けることとする。</p> <p>2 <u>バス・タクシー券</u>は、新生活交通の運行に関する契約を締結している<u>バス・タクシー事業者</u>（以下「<u>バス・タクシー事業者</u>」という。）が運行する<u>バス・タクシー</u>を利用する場合に限り、使用することができる。</p> <p>3 <u>バス・タクシー券</u>の交付を受けた者は、<u>バス・タクシー券</u>を他人に譲渡又は貸与してはならない。 (<u>バス・タクシー事業者</u>への支払い)</p> <p>第6条 <u>バス・タクシー券</u>を受け取った<u>バス・タクシー事業者</u>は、請求書に<u>バス・タクシー券</u>を添えて、<u>バス・タクシー券</u>相当額の費用（以下「<u>助成費用</u>」という。）を市長へ請求するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めた場合は、<u>バス・タクシー事業者</u>に対し、<u>助成費用</u>を支払うものとする。 (<u>助成費用</u>の返還)</p> <p>第7条 市長は、<u>バス・タクシー事業者</u>が偽りその他不正の手段（以下「<u>不正行為</u>」という。）によって<u>助成費用</u>を受けたことが明らかになったときは、<u>不正行為</u>を行った者に対して<u>助成費用</u>の返還を命じることができる。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>バス・タクシー券交付対象者</th> <th>助成対象経費</th> <th>助成内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新生活交通利用者のうち、300円又は200円の使用料を納付した者。ただし、総社市児童・生徒通学費支給要領に基づき新生活交通に関する通学費の援助を受けている者を除く。</td> <td><u>バス・タクシー利用料金</u></td> <td>新生活交通1乗車につき1人1枚(50円券)とする。</td> </tr> </tbody> </table>			バス・タクシー券交付対象者	助成対象経費	助成内容	新生活交通利用者のうち、300円又は200円の使用料を納付した者。ただし、総社市児童・生徒通学費支給要領に基づき新生活交通に関する通学費の援助を受けている者を除く。	<u>バス・タクシー利用料金</u>	新生活交通1乗車につき1人1枚(50円券)とする。	<p>した際に交付するものとする。 (<u>タクシー券</u>の利用)</p> <p>第5条 前条の規定により、<u>タクシー券</u>の交付を受けた者は、<u>タクシー</u>の利用時に<u>タクシー券</u>を使用することで、その額面相当額の<u>タクシー利用料金</u>の減額を受けることとする。</p> <p>2 <u>タクシー券</u>は、新生活交通の運行に関する契約を締結している<u>タクシー事業者</u>（以下「<u>タクシー事業者</u>」という。）が運行する<u>タクシー</u>を利用する場合に限り、使用することができる。</p> <p>3 <u>タクシー券</u>の交付を受けた者は、<u>タクシー券</u>を他人に譲渡又は貸与してはならない。 (<u>タクシー事業者</u>への支払い)</p> <p>第6条 <u>タクシー券</u>を受け取った<u>タクシー事業者</u>は、請求書に<u>タクシー券</u>を添えて、<u>タクシー券</u>相当額の費用（以下「<u>助成費用</u>」という。）を市長へ請求するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めた場合は、<u>タクシー事業者</u>に対し、<u>助成費用</u>を支払うものとする。 (<u>助成費用</u>の返還)</p> <p>第7条 市長は、<u>タクシー事業者</u>が偽りその他不正の手段（以下「<u>不正行為</u>」という。）によって<u>助成費用</u>を受けたことが明らかになったときは、<u>不正行為</u>を行った者に対して<u>助成費用</u>の返還を命じることができる。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>タクシー券</u>交付対象者</th> <th>助成対象経費</th> <th>助成内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新生活交通利用者のうち、300円又は200円の使用料を納付した者。ただし、総社市児童・生徒通学費支給要領に基づき新生活交通に関する通学費の援助を受けている者を除く。</td> <td><u>タクシー利用料金</u></td> <td>新生活交通1乗車につき1人1枚(50円券)とする。</td> </tr> </tbody> </table>			<u>タクシー券</u> 交付対象者	助成対象経費	助成内容	新生活交通利用者のうち、300円又は200円の使用料を納付した者。ただし、総社市児童・生徒通学費支給要領に基づき新生活交通に関する通学費の援助を受けている者を除く。	<u>タクシー利用料金</u>	新生活交通1乗車につき1人1枚(50円券)とする。
バス・タクシー券交付対象者	助成対象経費	助成内容															
新生活交通利用者のうち、300円又は200円の使用料を納付した者。ただし、総社市児童・生徒通学費支給要領に基づき新生活交通に関する通学費の援助を受けている者を除く。	<u>バス・タクシー利用料金</u>	新生活交通1乗車につき1人1枚(50円券)とする。															
<u>タクシー券</u> 交付対象者	助成対象経費	助成内容															
新生活交通利用者のうち、300円又は200円の使用料を納付した者。ただし、総社市児童・生徒通学費支給要領に基づき新生活交通に関する通学費の援助を受けている者を除く。	<u>タクシー利用料金</u>	新生活交通1乗車につき1人1枚(50円券)とする。															

附 則

この告示は平成28年4月1日から施行する。